

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) 法第 294 条関係 (情報提供義務)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 情報提供義務の適用除外 (規則第 227 条の 2)</p> <p>ア・イ・ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>エ. 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要せず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品(おまけ)程度のものであると考えられるものは、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人は、規則第 211 条の 30 第 4 号、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような</p>	<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) 法第 294 条関係 (情報提供義務)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 情報提供義務の適用除外 (規則第 227 条の 2)</p> <p>ア・イ・ウ (略)</p> <p><u>エ. 規則第 227 条の 2 第 8 項に規定される場合においては、予めいずれの者が保険契約者及び被保険者に対し情報の提供を行うか取決めを行っておくなど、必ず情報の提供が行われるよう措置を講じる必要がある。</u></p> <p>オ. 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要せず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品(おまけ)程度のものであると考えられるものは、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人は、規則第 211 条の 30 第 4 号、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>体制を整備しているか。((1) ②も参照のこと。)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係。</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏（保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）を使用する場合は、保険業者において、少額短期保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p>	<p>体制を整備しているか。((1) ②も参照のこと。)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係。</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 9 項第 1 号に規定する少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏（保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）を使用する場合は、保険業者において、少額短期保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人及び<u>金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第 3 項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）</u>に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集及び<u>保険媒介業務</u>を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p>
<p>Ⅱ-4 その他</p> <p>Ⅱ-4-1 少額短期保険業者の事務の外部委託</p>	<p>Ⅱ-4 その他</p> <p>Ⅱ-4-1 少額短期保険業者の事務の外部委託</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ-4-1-1 意義</p> <p>少額短期保険業者が事務の外部委託を行う際には、委託事務の内容等に応じ、顧客保護又は経営の健全性を確保する観点から十分な対応を行っているか。</p> <p>(注1) 上記における事務の外部委託とは、少額短期保険業者が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該少額短期保険業者以外（少額短期保険募集人及び保険仲立人に該当しないものを指す。）に委託することをいう。</p> <p>(注2)・(注3) (略)</p>	<p>Ⅱ-4-1-1 意義</p> <p>少額短期保険業者が事務の外部委託を行う際には、委託事務の内容等に応じ、顧客保護又は経営の健全性を確保する観点から十分な対応を行っているか。</p> <p>(注1) 上記における事務の外部委託とは、少額短期保険業者が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該少額短期保険業者以外（少額短期保険募集人、<u>保険仲立人及び金融サービス仲介業者</u>に該当しないものを指す。）に委託することをいう。</p> <p>(注2)・(注3) (略)</p>